平成２８年（フ）第１７８号
奈良市富雄北３丁目14番11号　高瀬ハイツ101号
債務者　寺岡　秀昭
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤次　芳枝
4　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
徳島県阿南市見能林町林崎187番地４、前住所徳島県阿南市見能林町寺ノ前20番地２
債務者　谷　　拓男
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端村　　亮
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第１０号
徳島県阿南市見能林町林崎187番地４、前住所徳島県阿南市見能林町寺ノ前20番地２
債務者　谷　　敦美
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端村　　亮
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第３２６号
兵庫県西宮市枝川町５番14―104号、前住所兵庫県西宮市上田西町３番26―206号
債務者　郷田　順計
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　幸雄
4　破産債権の届出期間　平成28年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８号
島根県安来市広瀬町石原357番地７－１－111、住民票上の住所島根県安来市広瀬町石原357番地７
債務者　山田　武彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成28年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９６号
鹿児島市堀江町12番22―1001号
債務者　汾陽　秋彦
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２６号
山口県大島郡周防大島町日前1884番地
債務者　杉川　茂寛
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　破産債権の届出期間　平成28年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第２０５号
兵庫県加古川市加古川町西河原36番地の９
債務者　関原与志人
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成28年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９号
兵庫県たつの市新宮町栗町234番地２
債務者　黒田牧場こと　黒田　　隆
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　破産債権の届出期間　平成28年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２９７号
北九州市小倉南区徳力団地103番301号
債務者　佐伯　隆政
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末廣　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２２０号
群馬県高崎市金古町236番地１　Ｃａｒａ201号
債務者　土谷　明映
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島慎太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県丹波市市島町上田128番地１　プロムナード202号、前住所兵庫県丹波市市島町酒梨594番地
債務者　岩澤　　瞳（旧姓勝野）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兵頭　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
香川県高松市太田下町2743番地９　ラポール太田下町201
債務者　白川　昌和
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　浩之輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４５号
北九州市八幡西区香月西２丁目５番27号
債務者　永井　和彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６５号
宮城県名取市田高字南604番地　ケイティーンワタナベⅡ102号
債務者　越河久美子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係